

川崎市訓令第8号

庁中一般

各 かい

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号テに次のように加える。

（ウ）時間を単位としたもの

時ボ休

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。